

中小企業経営労務研究所 社会保険労務士 岡本孝則

就職が厳しいのは今年の新卒者だけではなく、バブル崩壊後のいわゆる就職氷河期と呼ばれる時代も深刻な状況でした。正規雇用への道が閉ざされ、やむなく派遣労働者やフリーターにならざるを得なかった若者が数多くいました。

そうした世代の若者への雇用対策、派遣切り問題などを受け、国は2009年2月6日から「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」「若年者等正規雇用化特別奨励金」という支援策を新設しました。これらは12年3月31日までの期間限定の暫定措置ですが、以前からあった「試行（トライアル）雇用」とも連動する部分もあるので、うまく利用したいものです。

まず始めに「若年者等正規雇用化特別奨励金」ですがフリーターなどを正規雇用する場合に支給されるもので、支給要件は雇用方法（対象労働者など）により以下の4つに分かれます。

■若年者等正規雇用化特別奨励金給付内容

※3期に分けて支給

支給対象期	支給額		
	中小企業	大企業	
第1期	50万円	25万円	正規雇用開始日から起算して6カ月の日まで
第2期	25万円	12万5000円	正規雇用開始日から起算して1年6カ月の日まで
第3期	25万円	12万5000円	正規雇用開始日から起算して2年6カ月の日まで

手続き：支給対象期ごとに、支給申請期間内（それぞれ支給対象期の末日の翌日から起算して1カ月以内）に支給申請書に必要書類を添えて、管轄労働局長に提出（ハローワーク経由で提出可能な場合有り）

いずれの場合も雇入れ後引き続き6カ月以上正規雇用することが必要です。

第一は直接雇用型（ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合）①雇入れ開始日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者②雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者です。

次にトライアル雇用活用型（ハローワークからの紹介によりトライアル雇

用として雇入れ、トライアル雇用終了後に引き続き同一事務所で正規雇用する場合）①トライアル雇用開始日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者②トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者。

3つ目は有期実習型訓練修了者雇用型（有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合）①有期実習型訓練開始日現

◇中小企業経営労務研究所  
URL：<http://www.chukeirou.com/>



人事・労務のコンサルティングを通し中小企業を総合支援する。著書に「今すぐ捨てたい労務管理の大誤解48」（幻冬舎刊）がある。

在の満年齢が25歳以上40歳未満の者②有期実習型訓練の全課程を修了した者を修了後3カ月以内に雇入れる。

最後は内定取り消し雇用型（ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新卒者などをハローワークの紹介により正規雇用する場合）雇入れ時現在の満年齢が40歳未満の者です。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」<http://www.sigyo.net>まで